住所　大阪市福島区鷺洲３丁目５番14号
金清美　昭和37年８月23日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区構1030番地23
徐珍禧　昭和51年３月18日生
徐優子　昭和53年10月14日生
住所　大阪市福島区野田３丁目16番14号
徐惠子　昭和58年７月21日生
徐綾子　昭和56年10月１日生
住所　大阪府高槻市宮田町２丁目８番16号
金判周　昭和56年１月30日生

○厚生労働省告示第八十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第１項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の１部を次のように改正したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十二年三月十九日　厚生労働大臣　長妻　昭

表の（項）　地域子育て支援対策費の項を次のように改める。

（項）	地域子育て支援対策費	すべての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第１項第１号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理 三　法第八条の規定による決定の通知 四　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 五　法第十一条の規定による状況報告の受理 六　法第十三条第１項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 七　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 八　法第十四条の規定による実績報告の受理 九　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、確定額の通知 十　法第十六条第１項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十一　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十二　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十三　法第十八条第１項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十四　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第二十三条第１項の規定による立入検査等
（目）	子育て支援特別手当交付金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）		
（目）	子育て応援特別手当事務取扱交付金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）		
（目）	子育て応援特別手当特別事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）		

住所　大阪市西淀川区佃３丁目19番88号
安文鎬　昭和38年９月22日生
住所　大阪府吹田市寿町１丁目８番３号
安健吉　昭和41年４月20日生
住所　大阪府門真市野里町２番21―203号
吳善守　昭和40年11月26日生
住所　大阪市天王寺区上本町６丁目２番35―801号
李昌秀　昭和49年12月23日生

○厚生労働省告示第八十九号

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第四条第１項の規定に基づき、労働時間等設定改善指針（平成二十年厚生労働省告示第百八号）の１部を次のように改正し、平成二十二年四月１日から適用する。ただし、２⑵ロの改正規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の１部を改正する法律（平成二十１年法律第六十五号）の施行の日（平成二十二年六月三十日）から適用する。

平成二十二年三月十九日　厚生労働大臣　長妻　昭

前文中「近年においては、1,842時間（平成18年度）となり」を「近年は」に、「の目標をおおむね達成することができた」を「にほぼ近い水準である、おおむね1,800時間台前半で推移している」に、「、平成18年度においては2,024時間となっており」を「2,000時間前後で推移しており」に改める。

１⑸中「平成15年国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号」を「平成21年国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号」に、「『少子化社会対策大綱』（平成16年６月４日閣議決定）、『少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について』（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）、『新しい少子化対策について』（平成18年６月20日少子化社会対策会議決定）、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（平成19年12月27日少子化社会対策会議決定）を「子ども・子育てビジョン」（平成22年１月29日閣議決定）に、「であり、」を「である。しかし、特に年次有給休暇の取得率については、目標に比べて顕著な改善が見られない状況にある。」に改める。

２⑴ハ中「感じている」の下に「。逆に、その取得にためらいを感じない労働者がその理由として掲げているのは、職場の雰囲気が取得しやすいこと等となっている」を「持つものである」の下に「。さらに、その取得率が向上すれば、経済・雇用面への効果も期待できる」を「段取り」の下に「及び当面達成すべき目標としての取得率の目安」を「向けた」の下に「取得率の目標設定の検討及び」を「行うこと」の下に「。その際、労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること」を「活用を図ること」の下に「。その際、連続した休暇の取得促進に配慮するとともに、当該制度の導入に向けた課題及び解決策について検討すること」を「その際」の下に「、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討するとともに」を加え「を緩和するため」を「の緩和、労働者の経済的負担の軽減などの観点から」に改める。

２⑵ロ中「子の看護休暇」の下に「、介護休暇、所定外労働の免除」を加え「勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務の制度、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働をさせない制度等）の」を「所定労働時間の短縮措置等により」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第１項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の１部を次のように改正し、平成二十二年三月二十二日から適用する。

平成二十二年三月十九日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第９の３の⑴の表愛知県の項中「弥　富　市」を「弥　富　市（「海　部　郡　七宝町、甚目寺町、大治町」を「海　部　郡　大　治　町」に、「弥よし市、あま市」に改める。

○厚生労働省告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第１項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の１部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から適用する。

平成二十二年三月十九日　厚生労働大臣　長妻　昭

を「海　部　郡　大　治　町」に改め、「西　加　茂　郡　三　好　町」を削る。